

平成29年（措）第4号

排 除 措 置 命 令 書

松山市馬木町700番地

井関農機株式会社

同代表者 代表取締役 木 下 榮一郎

愛知県豊橋市下地町字柳目8番地

株式会社大仙

同代表者 代表取締役 鈴 木 健 嗣

愛知県豊橋市若松町字若松146番地

イノチオアグリ株式会社

同代表者 代表取締役 萱 生 義 幸

大阪市西区新町二丁目15番27号

サンキンB&G株式会社

同代表者 代表取締役 濱 岡 哲 夫

東京都中央区築地五丁目6番10号

渡辺パイプ株式会社

同代表者 代表取締役 渡 辺 元

松江市東出雲町揖屋667番地1

三菱マヒンドラ農機株式会社

同代表者 代表取締役 末 松 正 之

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、主文、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの

定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 井関農機株式会社，株式会社大仙，イノチオアグリ株式会社，サンキンB & G株式会社，渡辺パイプ株式会社（以下「渡辺パイプ」という。）及び三菱マヒンドラ農機株式会社の6社（以下「6社」という。）は，それぞれ，次の事項を，取締役会において決議しなければならない。
 - (1) 別紙1記載の工事（以下「特定施設園芸用施設工事」という。）について，6社及びヤンマーグリーンシステム株式会社の7社（以下「7社」という。）が，遅くとも平成24年8月8日以降（渡辺パイプにあっては平成25年5月14日以降）共同して行っていた，受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し，受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていることを確認すること。
 - (2) 今後，相互の間において，又は他の事業者と共同して，地方公共団体等が，宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事（当該施設に附帯する設備又は施設の建設工事が併せて発注されるものを含む。以下同じ。）について，受注予定者を決定せず，各社がそれぞれ自主的に受注活動を行うこと。
- 2 6社は，それぞれ，前項に基づいて採った措置を，自社を除く5社に通知するとともに，特定施設園芸用施設工事の施主である地方公共団体等に周知し，かつ，自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知，周知及び周知徹底の方法については，あらかじめ，公正取引委員会の承認を受けなければならない。
- 3 6社は，今後，それぞれ，相互の間において，又は他の事業者と共同して，地方公共団体等が，宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工

事について、受注予定者を決定してはならない。

4 渡辺パイプは、次の事項を行うために必要な措置を講じなければならない。この措置の内容については、前項で命じた措置が遵守されるために十分なものでなければならず、かつ、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

(1) 自社の工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての行動指針の作成及び自社の従業員に対する周知徹底

(2) 地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として発注する施設園芸用施設の建設工事の受注に関する独占禁止法の遵守についての、当該工事の営業担当者に対する定期的な研修及び法務担当者による定期的な監査

5 渡辺パイプは、第1項、第2項及び前項に基づいて採った措置を、6社のうち渡辺パイプを除く5社は、第1項及び第2項に基づいて採った措置を、それぞれ、速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

理 由

第1 事実

1 関連事実

(1) 名宛人等の概要

ア 6社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づき国土交通大臣又は県知事から建設業の許可を受け、特定施設園芸用施設工事を請け負う者である。

なお、6社のうちイノチオアグリ株式会社及び三菱マヒンドラ農機株式会社は、平成27年10月1日付けで、商号をそれぞれイシグロ農材株式会社及び三菱農機株式会社から現商号に変更したものである。

イ 名宛人以外のヤンマーグリーンシステム株式会社は、大阪市北区鶴野町1番9号に本店を置き、建設業法の規定に基づき国土交通大臣から建設業の許可を受け、特定施設園芸用施設工事を請け負う者である。

(2) 特定施設園芸用施設工事の発注方法等

ア 地方公共団体等は、特定施設園芸用施設工事について、原則として、工事ごとに、予定価格又は見積設計目標価額（以下「予定価格等」という。）を設定して、複数の者から入札価格又は見積価格（以下「入札価格等」という。）を提示させ、予定価格等の制限の範囲内の入札価格等を提示した者の中で最も低い価格を提示した者を受注者とし、当該価格で発注していた。

イ 地方公共団体等は、平成24年8月8日から平成27年10月5日までの間に実施した特定施設園芸用施設工事の一般競争入札、指名競争入札又は指名競争見積の大部分において、7社のうち複数社を含む者を参加者に選定するなどしていた。

2 合意及び実施方法

7社は、遅くとも平成24年8月8日以降（渡辺パイプにあつては平成25年5月14日以降）、特定施設園芸用施設工事について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 受注予定者を決定する

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2) 営業担当者による会合を開催するなどして、当該工事それぞれについて、受注を希望する者（以下「受注希望者」という。）は、受注を希望する旨を表明し

ア(ア) 受注希望者が1社のときは、その者を受注予定者とする

(イ) 受注希望者が複数社のときは、施主である地方公共団体等に対する設計等への協力状況等を勘案して、受注希望者間の話合いにより受注予定者を決定する

イ 受注予定者が提示する入札価格等は、受注予定者が定め、受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した入札価格等以上の入札価格等を提示するなどにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

3 実施状況

7社は、前記2により、特定施設園芸用施設工事の大部分を受注していた。

4 前記2の行為の取りやめ

平成27年10月6日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

第2 法令の適用

前記事実によれば、7社は、共同して、特定施設園芸用施設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定施設園芸用施設工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、7社は、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、6社については、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、6社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成29年2月16日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 幕 田 英 雄

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

別紙 1

地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として、一般競争入札、指名競争入札又は指名競争見積の方法により発注する施設園芸用施設の建設工事（当該施設に附帯する設備又は施設の建設工事が併せて発注されるものを含む。）

別紙 2

番号	用語	定義
1	地方公共団体等	地方公共団体，営利法人，農事組合法人，個人の農業者及び任意組合
2	施設園芸用施設	施設園芸の用に供する施設であって，温室その他のその内部で農作物を栽培するための施設及び気象上の原因により農作物の生育が阻害されることを防止するための施設（基礎工事を行わず，地面に丸型鋼管を差し込むことにより設置されるものを除く。）